

令和6年度「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行促進業務 実施要領（案）

（趣旨）

第1 この要領は、教育団体旅行の誘致を促進するため、県内にある「北海道・北東北の縄文遺跡群」を活用し、県内を周遊する教育バス旅行の企画、販売、広告に係る業務について、実施に必要な事項を定めるものである。

（業務内容）

第2 青森県において、貸切バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による一般貸切旅客自動車運送事業に使用されるバスのことをいう。以下同様。）を利用し、県内にある「北海道・北東北の縄文遺跡群」をはじめ、その他の観光施設を周遊する教育バス旅行の企画、販売、広告を行う業務を旅行会社に委託する。

（受注者の要件）

第3 旅行業法（昭和27年法律第239号）および同法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定による第一種旅行業、第二種旅行業、第三種旅行業または地域限定旅行業の登録を受けている旅行会社であること。

（業務の対象）

第4 下記（1）～（4）の内容をすべて満たすこと。

- （1）学校が実施する教育旅行であること。（この場合の学校とは、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のことをいう。）
- （2）「北海道・北東北の縄文遺跡群」のうち、青森県に所在する縄文遺跡及びその他の観光施設等を周遊する旅行行程であること。
- （3）青森県内に本社を置くバス会社または青森県内において乗合バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による一般乗合旅客自動車運送事業に使用されるバスのことを言う）を運行するバス会社の貸切バスを利用して催行する教育旅行であること。
- （4）令和6年4月1日から令和6年11月30日までを出発日として催行する旅行であること。

（業務の対象外）

第5 下記（1）～（2）のいずれかを満たす業務については、対象外とする。

- （1）宗教活動、政治活動を目的とした旅行
- （2）青森県が実施するその他の支援制度を活用した旅行

（委託料）

第6 委託料は、バス1台あたり50,000円（税込）とする。
なお、学校1校あたり5台を上限とする。

（申込方法）

第7 今回の要領により、県内を周遊する教育バス旅行の企画、販売、広告に係る業務を行う場合は、催行する旅行ごとに、別紙1「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行促進業務申込書（以下「申込書」という。）を、最初の旅行催行日の10日前までに提出すること。

なお、申込書は先着順に審査し、予算上限に達した場合は、申込受付を終了する場合がある。

(決定方法)

第8 提出された申込書の内容を課内で審査し、予算の範囲内において業務の可否を決定の上、別紙2「業務委託決定通知書」(以下「通知書」という。)を発行する。なお、通知書の発行日をもって契約締結日とする。

(申込の変更及び取消)

第9 申込書の内容を変更又は取消す場合は、速やかに誘客交流課へ報告すること。

(実績報告)

第10 本業務の受注者は、旅行の最終催行日から30日後又は令和6年12月23日のいずれか早い期日までに、以下に掲げる書類を提出すること。

	提出書類	備考
①	業務完了報告書(以下「報告書」という。)(別紙3)	
②	貸切バスを利用したことが確認できる書類 (バス費用請求書(写)等)	利用日、利用台数及び乗車人数が 確認できること。
③	旅行行程表	

(履行期限)

第11 本業務の履行期限は令和6年12月31日までとする。

(支払時期)

第12 委託料は、報告書等で実施状況を確認後、請求書の提出を受け支払うこととする。

(その他)

第13 この要領に定めのない事項は、青森県と本業務の受注者が協議して定めることとする。

附則

令和6年4月1日から同月10日までの旅行分については、第7中「最初の旅行催行日の10日前までに」を適用せず、旅行催行日まで申込を受け付けることとする。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行促進業務申込書

令和 年 月 日

1 旅行内容等

契約額	貸切バス台数 台 円 ※上限1校250,000円(5台分)
教育旅行を行う 学校の名称	
催行期間	
訪問する縄文遺跡	
訪問する観光施設等	
利用予定バス ①バス事業者名 ②バス種別 ③バス台数	
参加想定人数	

2 担当者連絡先

会社名・部署名	
役職・氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

3 その他

青森県内で教育旅行を行うこととした理由	
他支援制度の利用予定	

4 添付書類

- ① バス経費の見積書の写し
- ② 旅行行程表

(別紙2)

令和 年 月 日

(申 込 者) 殿

青森県観光国際戦略局誘客交流課
課長 佐藤 宏

業務委託決定通知書

令和 年 月 日付けで申込のあった「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行促進業務について、令和6年度「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行促進業務実施要領（以下、「要領」という。）の規定に基づき、下記のとおり業務を委託することとしたため通知します。

記

- 1 業務名
「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行促進業務
- 2 業務内容
本業務の対象となる教育旅行の内容は、令和 年 月 日付け「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行促進業務申込書のとおりとする。
- 3 委託料
委託料の額は、金 _____ 円とし、精算払とする。
- 4 その他
申込額が変更となる場合は、同要領の規定に基づき、速やかに誘客交流課へ報告すること。

令和 年 月 日

青森県観光国際戦略局誘客交流課
課長 佐藤 宏 殿

住 所
社 名 株式会社〇〇〇 〇〇〇支社
代表者 職・氏名 〇〇・〇〇 〇〇

業務完了報告書

- 1 業務名
「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行促進業務
- 2 業務実績

精算額	貸切バス台数 台 円 ※上限1校250,000円(5台分)
教育旅行を行った 学校の名称	
催行期間	
訪問した縄文遺跡	
訪問した観光施設等	
利用バス ①バス事業者名 ②バス種別 ③バス台数	
参加人数	

- 3 契約及び業務完了日

契約日(業務委託通知日)	令和 年 月 日
業務完了日	令和 年 月 日

- 4 添付書類

- ① 貸切バスを利用したことが確認できる書類(バス費用請求書(写)など)
② 旅行行程表